

狩猟事故共済普通保険約款 <新旧対照表～変更部分抜粋>2015年8月

(新)狩猟事故共済普通保険約款＝H27.8.28 改定後＝	(旧)狩猟事故共済普通保険約款＝H27.8.27 まで＝
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (この保険の趣旨) (変更なし)</p> <p>第2条 (用語の定義) 本保険普通保険約款において使用する用語は、それぞれ以下の定義に従うものとする。 (1) ～(6) (変更なし) (7) 狩猟行為 次に掲げる行為をいう。 <u>ア</u> 鳥獣の保護及び<u>管理並びに</u>狩猟の適正化に関する法律(以下、「法」という。)に定める狩猟の期間中に行う狩猟鳥獣の捕獲行為 <u>イ</u> 法第9条第1項の許可を受けて行う鳥獣捕獲行為(学術研究の目的、<u>鳥獣の保護又は管理</u>の目的、<u>その他法第9条第1項に基づき環境省令で定める目的</u>で鳥獣の捕獲等のための許可を受けている場合に限る。) <u>ウ</u> <u>法第14条の2第9項の規定により法第9条第1項の規定による許可を受けた者とみなされる者の従事者として行う鳥獣捕獲行為</u> <u>エ</u> 銃刀法に基づく指定射撃場における射撃行為 <u>オ</u> <u>前ア、イ及びウ</u>に掲げる行為について「行為中」とは、法令に基づく鳥獣捕獲の方法を行っている間(<u>イ及びウ</u>については、行政機関からの依頼・要請・指示による事前の「見切り」中も含む。)をいう。 (7) ～(11) (変更なし)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (この保険の趣旨) (省略)</p> <p>第2条 (用語の定義) 本保険普通保険約款において使用する用語は、それぞれ以下の定義に従うものとする。 (1) ～(6) (省略) (7) 狩猟行為 次に掲げる行為をいう。 (ア) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>(以下、「法」という。)に定める狩猟の期間中に行う狩猟鳥獣の捕獲行為 (イ) 法第9条第1項の許可を受けて行う鳥獣捕獲行為(学術研究の目的、<u>鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的、法第7条第2項第5号に掲げる特定鳥獣の数の調整の目的</u>で鳥獣の捕獲等のための許可を受けている場合に限る。) (ウ)銃刀法に基づく指定射撃場における射撃行為 (エ)前ア及びイに掲げる行為について「行為中」とは、法令に基づく鳥獣捕獲の方法を行っている間(<u>イ</u>については、行政機関からの依頼・要請・指示による事前の「見切り」中も含む。)をいう。 (8) ～(11) (省略)</p>